

サービス約款

平成22年4月1日 第1版

株式会社エンターモーション

目次

第1節 総則

第1条(用語の定義)

第2条(約款の適用)

第3条(サービスの範囲)

第4条(再委託)

第5条(約款の変更)

第6条(著作権等)

第2節 利用契約の締結

第7条(利用契約の締結)

第8条(申込みの拒絶)

第9条(サービス品目の変更)

第10条(契約事項の変更の届出)

第11条(相続)

第12条(権利の譲渡等)

第3節 利用者の責務

第13条(利用者設備等の設置と維持)

第14条(情報の削除)

第15条(アカウントの管理)

第16条(利用料金)

第17条(支払期限)

第18条(支払方法)

第19条(返金)

第20条(遅延損害金)

第21条(競業の禁止)

第22条(禁止事項)

第23条(第三者の利用)

第24条(損害賠償)

第4節 通信の秘密、個人情報の取扱い

第25条(通信の秘密の保護)

第26条(個人情報等の保護)

第27条(秘密保持)

第28条(事例紹介)

第5節 本サービスの提供の中止等

第29条(提供の中止)

第30条(提供の一時停止)

第31条(他者からのクレーム)

第32条(サービスの種別の変更)

第33条(提供の廃止)

第6節 利用契約の終了

第34条(利用契約の解除等)

第35条(契約期間、解約および自動更新)

第7節 損害賠償等

第36条(損害賠償の制限)

第37条(免責)

第8節 雑則

第38条(準拠法)

第39条(紛争の解決)

第40条(サーバ設備等の維持管理)

第41条(契約終了時の措置)

株式会社エンターモーション(以下「当社」といいます。)は、当社が提供する「MobileApps」(以下「本サービス」といいます。)の利用に関し、「MobileApps利用約款」(以下「本約款」といいます。)を、以下の通り定めます

第1節 総則

第1条(用語の定義)

本約款においては、以下の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- i. 利用契約: 本約款に基づき当社と利用者との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- ii. 利用者: 当社と本約款に基づく利用契約を締結して本サービスの提供を受けることができる者(利用契約の締結時に、利用契約を締結する主体として登録された会社名・団体名・個人名を指します)
- iii. 申込書: 本サービスの利用者が、本利用規約に同意した上で、サービス開始時に当社に提出する当社所定の申込書または当社ホームページに表示している申込画面
- iv. 申込者: 本サービスの提供を受ける会社、団体または個人で、申込書を提出した者
- v. 登録完了通知書: 当社が申込者による本サービスの利用申込みを承諾し、当該申込者につき本サービスの利用者としての登録が完了したときに、当該申込者に対して発送または発信する当社所定の通知書または電子メール
- vi. 利用開始日: 登録完了通知書に記載された本サービスの有料利用を開始する日
- vii. 無料利用期間: 登録完了通知書を受領後、無料で本サービスの提供を受けられる期間。登録完了通知書を受領した日からその日が属する月の末日までの期間。
- viii. アカウント: 本サービスを利用するために、利用者が保有するサービス固有の ID とパスワード
- ix. ID: 本サービスを利用するのに必要なID であり、利用者とその他の者を識別するために用いられる符号
- x. パスワード: ID と組み合わせて、利用者とその他の者を識別するために用いられる符号
- xi. 利用者設備等: 本サービスの提供を受けるにあたり、利用者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- xii. サーバ設備: インターネットにおいて、クライアントコンピュータに対し、自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータ、ネットワーク機器、ネットワーク回線等のデータセンター内にあるインフラ設備
- xiii. 本サービス用設備: 当社の電気通信設備やその他当社が本サービスを提供するため使用する設備等
- xiv. 料金算定基準日: 当社が利用者との間で、料金計算をする為にさだめた算定基準となる日。

第2条(約款の適用)

1. 当社は、本約款に基づき契約(以下、その契約を「利用契約」といい、当社と利用契約を締結した者を「利用者」といいます)を締結の上、次条に記載する本サービスを利用者に提供します。
2. 本約款は当社、利用者及び第7条第1項に定める申込者に適用されるものとします。
3. 当社は、今後本サービスに関連して提供する新たなサービス毎に、個別の特約を定める場合があり、当該特約は本約款の一部を構成します。本約款と当該特約の定めが異なる場合には、当該特約が優先するものとします。

第3条(サービスの内容及び範囲)

1. 本サービスの内容及び範囲は別途本サービスに関する当社ホームページに定めるとおりとします。

2. 利用契約は、利用者に対して、本サービスを利用して一つのサイトを作成することを許諾するものであり、複数のサイトを作成することを許諾するものではありません。
3. 利用者は本サービス、あるいは本サービスに関するドキュメントを修正、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アSEMBル、または本サービスの派生サービスを作成することはできません。

第4条(再委託)

当社は、利用者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。

第5条(約款の変更)

1. 当社は、利用者の同意を得ることなく、本約款を変更することがあります。本約款に特に定めない限り、すでに締結された利用契約にも変更後の本約款が適用されるものとします。
2. 当社は、本約款を変更する場合は、本約款を変更する旨及び変更内容の詳細を当社ホームページもしくは本サービスの管理画面に掲載するものとし、その旨を利用者に通知するものとします。なお、本約款の変更の効力は、当社ホームページにおいて指定された日に生じるものとします。

第6条(著作権等)

1. 本サービスに関する工業所有権、著作権、ノウハウ等知的財産にかかる一切の権利は、全て当社またはその他の権利者に属します。利用者は、利用契約に基づいて本サービスを利用することができるのみであり、本サービスに関する前記の権利を取得するものではないことを確認します。
2. 利用者は、本サービスを通じて提供されるいかなる情報についても、その著作権等の権利者の許諾なくして使用することはできません。
3. 利用者は、本サービスを通じて提供されるいかなる情報についても、その著作権等の権利者の許諾なく、第三者をして使用させることはできません。
4. 前3項に関して、利用者与其他の利用者ないし第三者との間で問題・紛争が発生した場合、利用者は、自己の費用と責任においてかかる問題を解決し、当社に何等の迷惑または損害を与えません。
5. 利用者が本サービスに登録した情報の著作権は利用者に帰属するものとします。

第2節 利用契約の締結

第7条(利用契約の締結)

1. 本サービスの利用申込みは、本約款の内容を確認し、同意した上で当社所定の申込書または当社ホームページに表示している申込画面に必要事項を記入または記録の上、当該申込書を当社に提出または送信することにより行うものとし、提出または送信を行った時点で、当社は、当該申込者が本約款の内容を承諾しているものとみなします。
2. 申込者は、申込書の提出後、申込みの取り消しを行うことはできないものとします。
3. 当社は、第1項の申込みを受領した後、申込者の申込内容等を審査の上、本サービスの利用申込みを承諾する場合には、第17条に定める初回料金の入金確認後、2週間以内に、登録完了通知を発信するものとします。利用契約は、当該通知が申込者に到達した段階で成立するものとします。
4. 本サービスの提供は、利用契約が締結され、第17条に定める初回料金が支払われたことが確認された後、

前項に定める登録完了通知を申込者が受領した時点から開始致します。

第8条(申込みの拒絶)

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。
 - i. 当社が、申込みに係る本サービスの提供または本サービスに係る装置の手配・保守が困難と判断した場合
 - ii. 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、申込者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがある場合
 - iii. 申込書の内容に虚偽記載があった場合
 - iv. 申込者が日本国内に在住していない場合
 - v. 申込者が当社の社会的信用を失墜させる態様で本サービスを利用するおそれがある場合
 - vi. 申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者と認められる場合
 - vii. 第22条に定める禁止事項に違反するおそれがあると当社が判断した場合
 - viii. 申込者の信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
 - ix. 当社の業務の遂行上または技術上支障がある場合
 - x. その他、当社が申込みを承諾することが相当でないと認める場合
2. 前項の規定により本サービスの申込みを拒絶した場合は、速やかに申込者へ通知するものとします。なお、当社は、申込を拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。

第9条(サービス品目の変更)

1. 利用者は、当社が別途定めるサービスにつき、当社から提供を受けるサービス品目の変更を請求することができます。ただし、登録完了通知において記載された利用開始日から1ヶ月以内はこの限りではありません。
2. 利用者から前項に基づく請求があった場合、当社は、第7条、第8条の規定に準じて取り扱います。

第10条(契約事項の変更の届出)

1. 利用者は、申込書記載事項に変更があった場合、所定の様式により、事前に(事前に届け出ることが困難な場合には事後速やかに)、当社に対して届け出るものとします。
2. 利用者である法人が合併又は会社分割により利用契約を第三者に承継させる場合、利用者は、合併又は会社分割の効力発生日の30日前に当社所定の書類を当社に届出るものとします。
3. 当社は、前2項の変更の届出が遅れたことまたは同届出を怠ったことにより利用者または第三者が被った如何なる損害についても責任を負わないものとし、同届出が遅れたことまたは同届出を怠ったことにより当社からの通知が不着・延着した場合でも通常到達すべき時期に到達したとみなすことができるものとします。
4. 当社は、利用者について次の事情が生じた場合は、利用者の同一性および継続性が認められる場合に限り、第2項および第3項を準用します。
 - i. 利用者である個人から法人への変更
 - ii. 利用者である法人の業務の譲渡による別法人への変更
 - iii. 利用者である任意団体の代表者の変更
 - iv. その他前各号に類する変更

第11条(相続)

利用者であった個人が死亡した場合、利用契約は終了するものとします。

第12条(権利の譲渡等)

利用者は、本約款に基づいて締結される利用契約上の地位ないし権利を第三者に譲渡、担保としての提供等することはできません。また、利用者は、利用契約に基づく義務を第三者に移転することはできません。

第3節 利用者の責務

第13条(利用者設備等の設置と維持)

1. 利用者は本サービスを利用するにあたって、自らの費用で利用者設備等を設定し、これをインターネットに接続するものとします。
2. 利用者が接続する利用者設備等は、当社が提示する技術的事項に適合する機器とします。ただし、技術上の問題等により利用者毎に当該技術的事項を提示することがあります。
3. 利用者は、本サービスの利用に支障をきたさないように、利用者設備等及び通信回線を正常に稼働するように維持するものとします。
4. 利用者は、サーバ設備を適切な状態に保ち、ほかの利用者に支障を与えないように取り扱うものとします。
5. 利用者設備等及び通信回線等に不具合がある場合、当社は利用者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
6. 利用者は、本サービスを使用して受信し、または送信する情報については、サーバ設備の故障による消失を防止するための措置をとるものとします。

第14条(情報の削除)

1. 利用者は、利用者による本サービスの利用と本サービスを利用して行った一切の行為について責任を負い、本サービスを通じて発信する情報について、自ら管理責任を負うものとします。
2. 当社は、利用者がサイト上で提供した情報が、以下の各号に定める事項に該当すると判断した場合、利用者 にその旨通知するとともに、当該情報を削除する権利を有するものとします。
 - i. 第22条に定める禁止事項に該当する行為を行った場合
 - ii. 本サービスの保守管理上、当社が必要であると判断した場合
 - iii. その他、当社が削除する必要があると判断した場合
3. 前項の定めにかかわらず、当社は、利用者がサイト上で提供した情報が前項の各号に定める事項に該当すると判断した場合で、緊急やむを得ない場合は、利用者へ通知することなく直ちに削除することができます。
4. 前2項の規定は、当社に対し、各項がそれぞれ定める措置をとる義務を課すものではありません。
5. 本条の規定に従い、当社が情報を削除し、または情報を削除しなかったことにより、利用者もしくは第三者に損害が発生したとしても、当社は一切その責任を負いません。

第15条(アカウントの管理)

1. 利用者は本サービスの利用に関して当社が発行したID及びパスワードまたは自分で再設定したID及びパスワードを善良な管理者の注意をもって管理し、第三者に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように、管理し、設定しなければなりません。

2. 利用者のID及びパスワードの紛失、盗難、失念、管理不十分、公開、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、当社は一切責任を負いません。利用者のID及びパスワードによる利用その他の行為は、全て利用者による利用とみなすものとし、
3. 利用者は、自己のID及びパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとし、
4. 利用者は、本サービスの利用に関して当社が発行したID及びパスワードを用いて第三者が行った一切の行為（不作為を含む）について、利用者の関与の有無を問わず、当社に対し、利用契約または法令に基づく民事上の一切の義務ないし責任を負うものとし、
5. 利用者は、定期的にパスワードを変更すると共に、第三者がアクセス出来る場所に記録を残さない、第三者が容易に想像できるパスワードを使用しない等の義務を負うものとし、その義務を怠ったことにより利用者または第三者に発生した損害に関して、当社は一切責任を負わないものとし、

第16条(利用料金)

1. 本サービスの利用料金額は、別に定めるとおりとします。
2. 利用者が当社に支払うべき金額は、利用料金の他、当該利用料金支払に対して課される消費税および地方消費税相当額を加算した額(以下、「料金」といいます)とします。なお、消費税等相当額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切捨てとします。
3. 物価または当社の施設に係る維持管理運営費の変動により、当社が本サービスの利用料金を不相当と認めるに至った時は、利用者の承諾を得ることなく、変更内容について事前に当社ホームページに掲載することにより、契約期間内でも、利用料金を変更することができるものとします。
4. 利用者は、料金の支払に際して、当社が領収書を発行しないことを予め承諾します。

第17条(支払期限)

利用者は以下の各号に定める支払期限のいずれかにより、料金を支払うものとします。

- i. 毎月払いの場合、毎月1日を料金算定基準日とし、利用者は、当該月の料金を、その前月の末日までに支払うものとします。ただし、初月に関しては、初回料金として初期セットアップ費用および次月の利用料金の合計金額を、申込書を提出した日から2週間以内に、利用者が本サービス利用申し込み時に選択した方法で、前もって支払うものとします。
- ii. 年間一括払いの場合、登録完了通知の受領月の翌月1日を料金算定基準日とし、利用者は、当該年の料金を当該年の料金算定基準日の属する月の前月末日までに支払うものとします。ただし、初年度に関しては、初回料金として初期セットアップ費用および初年度の利用料金の合計金額を、申込書を提出した日から2週間以内に、利用者が本サービス利用申し込み時に選択した方法で、前もって支払うものとします。

第18条(支払方法)

1. 支払方法は以下に定めるとおりとし、利用者は以下の支払方法のいずれかを本サービスの利用申し込み時に選択するものとします。ただし、「クレジットカード払い」については、月額料金10万円以上のものについては適用外とします。
 - i. 振込み・・・銀行・郵便局・コンビニエンスストア等からの現金振込み(銀行振込手数料は利用者の負担

とします)

- ii. 自動引落し・・・銀行・郵便局等の預貯金口座からの自動引落し
 - iii. クレジットカード払い・・・当社が承認したクレジットカード会社と利用者との契約によるクレジットカードによる支払
 - iv. その他・・・その他当社が指定する支払い方法
2. 口座からの自動引落しの場合には、料金算定基準日の属する月の前月12日に引落とし処理を行い(金融機関等が休業日の場合は、その翌日とします。)、その際に引落としができなかった場合は、利用者は、前条の支払期限までに、現金振込みによって支払うものとします。
3. 利用者が「クレジットカード払い」を選択した場合に、当社が知り得たクレジットカードに関する情報について、当社はクレジットカード会社との間で随時情報の交換を行うものとし、必要な場合は、当社は利用者に対して支払方法の変更等の措置を求めることができるものとします。

第19条(返金)

- 1. 理由の如何を問わず、支払いが行われた料金の返金、払い戻し、他のサービスへの充当はいたしません。
- 2. 年間一括払いの契約において、利用開始日から1年に満たない間に利用契約が終了した場合も、その理由の如何を問わず、料金の返金、払い戻し、他サービスへの充当は行いません。

第20条(遅延損害金)

利用者は、料金等の支払を遅延した場合、年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。なお、計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切捨てとします。

第21条(競業の禁止)

利用者は、利用契約期間中及び利用契約終了後に、本サービスを利用することによって得た情報、ノウハウ等を利用して、本サービスと同様又は類似のサービスを第三者に提供し、または、第三者をして行わせる事業を行うことはできないものとします。また、第三者が本サービスと同様又は類似のサービスを提供する事業を行う場合に、これに関与することもできないものとします。

第22条(禁止事項)

利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- i. 当社もしくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- ii. 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- iii. 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社もしくは第三者への差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- iv. 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、またはそのおそれの高い行為
- v. わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に当たる画像、文書等を送信または掲載する行為
- vi. 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、または勧誘する行為
- vii. 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- viii. ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- ix. 当社のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバ設備等に不正にアクセスする行為

- x. 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等を目的とした電子メール(スパムメール等)や他者が嫌悪感を抱く電子メール(嫌がらせメール)等を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為(チェーンメール)および当該依頼に応じて電子メールを転送する行為
- xi. 当社または第三者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- xii. 第三者の通信に支障を与える方法もしくは態様において本サービスを利用する行為、またはそのおそれのある行為
- xiii. 当社の本サービスの提供を妨害する、または妨害するおそれのある行為
- xiv. 違法に賭博・ギャンブルを行い、または勧誘する行為
- xv. 違法行為(けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負し、仲介または誘引(他人に依頼することを含む)する行為
- xvi. 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、または不特定多数の者にあてて送信する行為
- xvii. 人を自殺に誘引または勧誘する行為
- xviii. 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を不特定の者をしてウェブページに掲載等させることを助長する行為
- xix. 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、または社会的に許されないような行為
- xx. 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為
- xxi. 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為
- xxii. ID及びパスワードを不正に利用する行為
- xxiii. 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- xxiv. その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- xxv. その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為

第23条(第三者の利用)

1. 利用者は、本サービスの利用において、第三者に対し、以下の各号に該当する行為をさせる場合(ID・パスワード等を発行する場合を含むが、これに限られない)、当該第三者に対して前条の禁止事項を遵守させる義務を負うものとします。
 - i. サーバ設備に文章、画像、プログラム、データ等のコンテンツ(以下「本コンテンツ」といいます)をインストールする行為
 - ii. サーバ設備にインストールされた本コンテンツをインターネットに公開する行為
 - iii. サーバ設備にインストールされた本コンテンツを用いて自己または他者のために何らかの処理を行う行為
 - iv. 前各号の行為を他者にさせる行為
 - v. その他、サーバ設備を利用する行為
2. 前項の第三者が前条の禁止事項に反する行為を行った場合、本約款上、当該行為を利用者が行ったものとみなすものとします。

3. 当社は、第1項の第三者に対して利用契約上何らの義務ないし責任も負わないものとします。

第24条(損害賠償)

利用者またはその代理人、使用人その他利用者の関係者が本約款に違反する行為をなし、当社に損害を与えた場合、利用者は当社に対し、その損害を賠償しなければなりません。

第4節 通信の秘密、個人情報の取扱い

第25条(通信の秘密の保護)

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による搜索)その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には当該法令及び令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条(発信者情報の開示請求等)に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、利用者が第22条各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用者の通信の秘密に属する情報の一部を公的機関等へ提供することができます。

第26条(個人情報等の保護)

1. 当社は、利用者の個人情報(「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」に定める「個人情報」をいい、法人の情報についてもこれに準じて考えます。以下、同様とします。)を「個人情報保護ポリシー」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、利用者の個人情報を「個人情報の取り扱いについて」に記載する利用目的の範囲内で利用します。
3. 当社は前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。
4. 当社は次の各号を除き、利用者本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。なお、通信の秘密に該当する情報については、前条の規定に従って対応するものとします。
 - i. 利用者本人の同意がある場合
 - ii. 利用者の本サービス利用に係る債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合
 - iii. 裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収などがなされる場合
 - iv. 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合

第27条(秘密保持)

1. 当社は、本サービス遂行のため利用者より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、利用者が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます)を第三者に開示又は漏えいしないものとします。ただし、利用者からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - i. 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

- ii 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - iii 利用者から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - iv 利用契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - v 本条に従った指定、範囲の特定や、秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前各項の定めにかかわらず、当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある公的機関からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は公的機関に対し開示することができるものとします。この場合、当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を利用者に通知するものとします。開示前に通知を行うことが出来ない場合には開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 当社は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 当社は、利用者より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲で秘密情報を化体した資料等(以下、本条において「資料等」といいます)を複製又は改変(以下、本条において「複製等」といいます)することができるものとします。この場合、当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、予め利用者から書面による承諾を受けるものとします。
5. 前各項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、利用者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただし、この場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
6. 当社は、利用者の要請があったときは資料等(複製等した秘密情報を含みます)を利用者に返還し、秘密情報が利用者設備等又は第29条第1項第i号に定める本サービス用設備に蓄積されている場合には、これを完全に消去するものとします。
7. 本条の規定は、本サービス終了後、3年間有効に存続するものとします。

第28条(事例紹介)

当社は、利用者の許諾を得ずに本サービスを利用して作成した利用者のサイト等を、当社のサイト上に事例として紹介できるものとします。

第5節 本サービスの提供の中止等

第29(提供の中止)

1. 当社は、次に掲げる事由がある場合は、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。
 - i. 当社の電気通信設備その他の当社が本サービスを提供するにあたり使用する設備等(以下「本サービス用設備」といいます。)の保守、点検、工事、移設等のため必要である場合
 - ii. 電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災その他の非常事態が発生し、またはそのおそれがあるため、公共の利益のため緊急を要する通信を優先させる必要がある場合
 - iii. 電気通信事業者等が、電気通信サービスの提供を中止した場合
 - iv. ID、又はパスワードの漏洩が想定される事態が発生した場合
 - v. その他、当社が必要と判断した場合

2. 当社は、前項に基づき本サービスを中止する場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項に基づき本サービスの提供を中止する場合、当該中止の目的達成のために必要な範囲で、利用者のサーバ設備を移設等することができるものとします。
4. 当社は、第1項および前項に基づき本サービスの提供を中止した場合に当該中止または当該中止の目的達成のために必要な作業等により利用者又は第三者が被った損害について、賠償の責任を負いません。

第30条(提供の一時停止)

1. 当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、当該利用者に対する本サービスの提供を一時停止することがあります。
 - i. 利用者が料金の支払いを遅滞した場合
 - ii. 本サービス用設備に支障を及ぼし、またはそのおそれがある等当社の業務の遂行に支障が生じると当社が認めた場合
 - iii. 利用者が申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - iv. 第3節に規定する利用者の責務に違反した場合
 - v. 利用者が権利無能力者であった場合、又は権利無能力となった場合で法定代理人等による記名捺印がなされた同意書又は追認書の提出がない場合
 - vi. 利用者が第22条に定める禁止事項に該当する行為を行った場合
 - vii. 第6条第2項及び第3項に違反した場合
 - viii. 第14条第2項により情報を削除された場合
 - ix. その他、本約款に違反した場合
 - x. その他、利用者が、当社が不相当と判断する行為を行った場合
2. 当社は、本サービスを一時停止する場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
3. 当社は、複数の契約を締結している利用者が、本条第1項各号の1つ以上に該当した場合、その全ての契約に係るサービスの利用を停止することがあります。

第31条(他者からのクレーム対応等)

1. 当社は、利用者が第22条に規定する禁止事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上、不相当と当社が判断した場合は、当該利用者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。ただし、サービスの種類によっては、講ずることができない措置があります。
 - i. 第22条に規定する禁止事項に該当する行為を止めるよう要求
 - ii. 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求
 - iii. 本サービスを利用してインターネット上に掲載した情報を削除するよう要求
 - iv. 事前に通知することなく、利用者または利用者の関係者が本サービスを通じてインターネット上に掲載した情報の全部または一部を他者が閲覧できない状態に置くこと

- v. 本サービスの利用を停止
 - vi. 利用契約を解除
2. 前項に基づき本サービスの利用を停止する場合、第30条第2項及び第3項の規定を準用します。
 3. 第1項に基づき利用契約を解除する場合、第34条の規定を準用します。

第32条(サービスの種別の変更)

当社は、利用者の本サービスの利用状況に応じ、利用するサービス品目の変更を要請することがあります。
利用者は、当社の同要請を正当な理由なく拒絶することはできないものとします。

第33条(提供の廃止)

当社は、業務の都合によりやむを得ず特定のサービス品目を廃止することがあり、廃止する場合、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。その際は、廃止する1ヶ月前までに利用者に対し通知を行うものとします。

第6節 利用契約の終了

第34条(利用契約の解除等)

1. 当社は、次に掲げる事由に該当する場合には、利用者に対し何らの通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。
 - i. 第30条第1項各号のいずれかに該当する場合
 - ii. 差押、仮差押、仮処分、滞納処分、競売の申立等を受けた場合、破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続開始の申立があった場合、または通常清算に入った場合
 - iii. 手形、小切手を不渡りにする等支払を停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合
 - iv. 事業を停止又は廃止したと認められる場合
 - v. 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - vi. その他本約款に違反した場合
2. 利用者は、第35条第4項に従うことを条件に、当社に対し契約を解除する月の前月20日までに当社所定の方法でその旨当社へ通知することにより、翌月末日をもって利用契約を解約することができます。
3. 利用者が、法人または個人事業者で、年間一括払い契約の場合、前項に基づき利用契約を中途解約しても、既払いの料金は一切返金しないものとします。
4. 第1項による解約の場合、当社は利用契約解約後速やかに本サービスの提供を停止します。
5. 第1項の規定により利用契約が解約された場合、利用者は、その利用中に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額をただちに支払うものとします。

第35条(契約期間、解約および自動更新)

1. 利用契約の契約期間は、無料利用期間が経過し、利用開始日から本サービスの各サービス仕様に定める契約期間を経過した日の属する月の末日までとします。
2. 利用者が、契約終了日の前月20日までに(年間一括払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに)、当社所定の書面または当社ホームページに表示している解約フォームによる解約の意思表示がなされないか

- ぎり、利用契約は同一条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 前項にかかわらず、当社が契約終了日の前月20日までに(年間一括払いの場合は、契約終了月の前々月20日までに)当該利用者に対し利用契約を解約する旨通知した場合、利用契約は延長されることなく、当該月の月末にて終了するものとします。(年間一括払いの場合は、契約終了月の月末に終了するものとします)
 4. 利用者は、契約期間中に利用契約を中途解約する場合には、解約に先立って、契約期間満了日までに支払うべき料金の総額(既に支払済みの料金分を除く)を当社に支払うものとします。

第7節 損害賠償等

第36条(損害賠償の制限)

当社の責めに帰すべき事由により、利用者が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合、当社は、当社が当該利用者における利用不能を知った時刻から起算して24時間以上その状態が継続した場合に限り、1ヶ月の利用料金の30分の1を24で割った金額を、24時間を超過し利用不能になった時間に乗じた額(円未満切り捨て)を限度として、利用者の請求により利用者に現実に発生した損害の賠償に応じます。また、当社が支払うべき損害額が1万円未満の場合は、利用不能の時間と同等の契約期間の延長をもって損害の賠償に代えるものとします。

第37条(免責等)

1. 利用者は、本サービスの使用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害(データ滅失、サーバーダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等を含みますがこれらに限られません)ないし危険はすべて利用者のみが負うことを承諾し、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。利用者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 当社は本サービスに含まれた機能が利用者の要求を満足させるものであること、本サービスが正常に動作すること、本サービスに瑕疵が存在していた場合にこれが修正されること、利用者が本サービスを利用した通信を行うことができる動作環境にあること、利用者が用いたソフトウェアによって利用者が本サービスを受けられることのいずれも保証するものではありません。
3. 当社は、利用者が本サービスを利用することにより得た情報等(コンピュータプログラムを含みます)について、その完全性、正確性、有用性その他何ら保証しないものとします。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害等について、当社は何らの責任も負わないものとします。
4. 本サービスを利用して利用者が提供する情報については、利用者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についてはいかなる保証も行わず、情報の審査に関しての責任は一切負いません。また、利用者による情報の提供に起因する損害についても当社はいかなる責任も負わないものとします。
5. 当社は、利用者が当社のサービスを利用することによって、第三者との間で法律的または社会的な係争におかれた場合でもこれらの係争の一切の責任を負わないものとします。
6. 利用者はオンラインショップを運営する場合、その内容、質、取引の安全、債権回収一切につき、自己の責任と費用で対処し、当社はこれにつき一切の責任を免れます。
7. 当社は、利用者が本サービスの利用に関して被った損害のうち、以下の事由により発生した損害については、

債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- i. 天変地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - ii. 利用者設備等の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等利用者の接続環境の障害
 - iii. 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - iv. 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
 - v. 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - vi. 当社が定める手順・セキュリティ手段等を利用者が遵守しないことに起因して発生した障害
 - vii. 本サービス用設備の内、当社の製造に係らないソフトウェア(OS,ミドルウェア等)及びデータベースに起因して発生した損害
 - viii. 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - ix. 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - x. 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制処分その他裁判所の命令若しくは法律に基づく強制的処分
 - xi. 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
 - xii. 本サービスの他の利用者が、本約款の制限を超えた利用を行ったことに起因した障害
 - xiii. その他当社の責に帰すべからざる事由
8. 債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、本サービス又は利用契約に関して、当社が利用者に対して負う損害賠償の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約に違反したことが直接の原因で利用者に現実に発生した通常の損害に限定され、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、当社は賠償責任を負わないものとします。

第8節 雑則

第38条(準拠法)

本約款および利用契約は、日本の法律に従って作成したものと見なされ、また、日本の法律に従って解釈されるものとします。

第39条(紛争の解決)

1. 本約款に基づく利用契約について紛争、疑義、または取決められていない事項が発生した場合は、当社および利用者は誠意をもって協議の上これを解決するものとします。
2. 本約款に基づく利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

第40条(サーバ設備等の維持管理)

当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、利用者が本サービ

スにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

第41条(契約終了時の措置)

利用契約が終了した場合、当社は、利用者の許諾を要することなく、終了後14日が経過した時点で当社管理下のサーバ内に記録されている当該利用者に関わる一切のデータを削除します。